

不正防止の責任体制及び推進体制図の公表について

本校は、「独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則」（平成27年1月26日制定）の第6条に基づき、本校の公的研究費等の不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営を行うための責任体制及び推進体制図を下記のとおり公表します。

○最高管理責任者

独立行政法人国立高等専門学校機構 理事長

○統括管理責任者

独立行政法人国立高等専門学校機構 総務担当理事

○コンプライアンス推進責任者

独立行政法人国立高等専門学校機構

都城工業高等専門学校 校長

権限と責任： 本校における公的研究費等の適正な運営及び管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育について統括する権限と責任を持つものとして、不正使用防止の推進に取り組めます。

○コンプライアンス推進副責任者

独立行政法人国立高等専門学校機構

都城工業高等専門学校

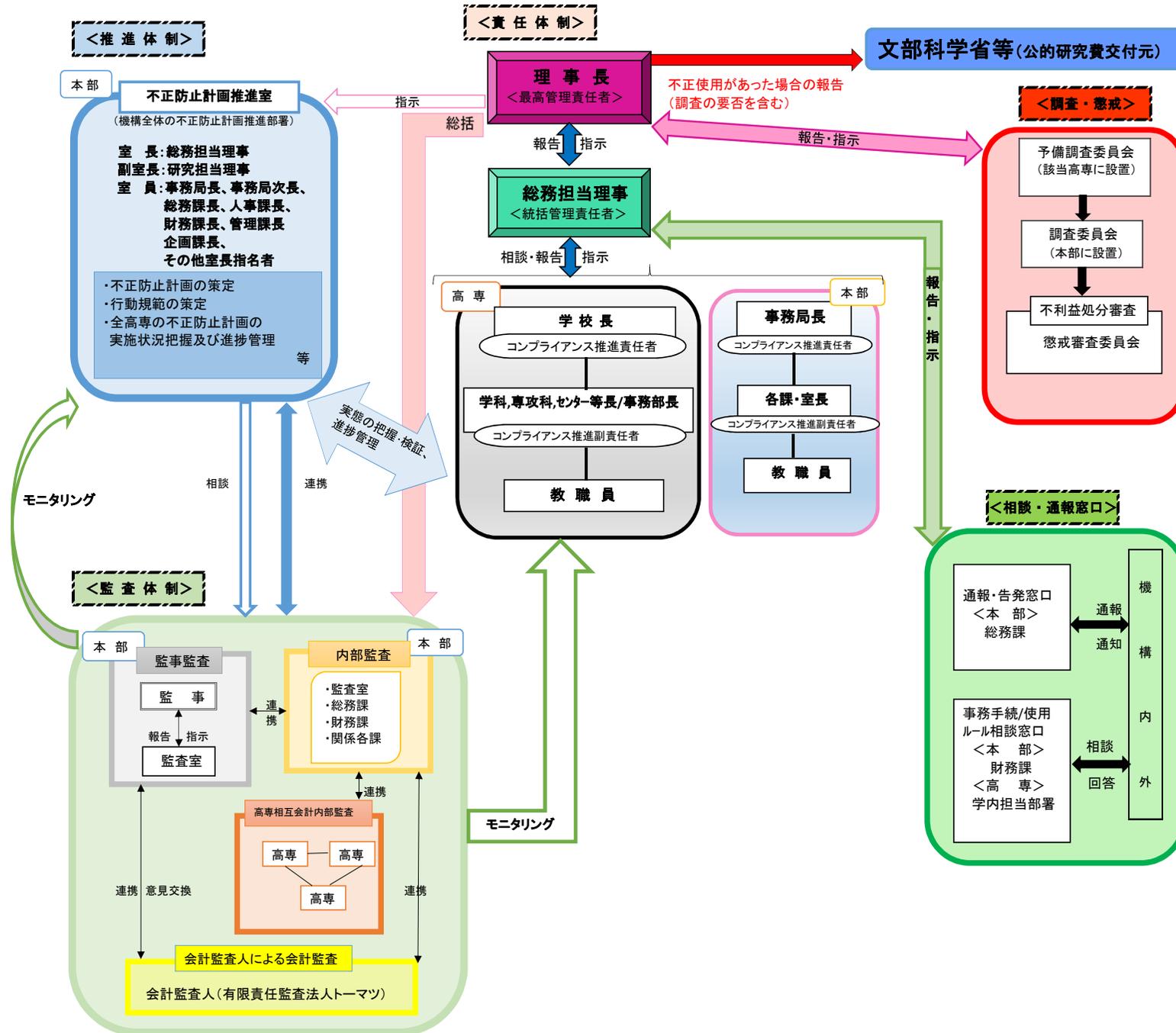
学科長、一般科目の文科長及び理科長、専攻科長、事務部長

権限と責任： コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、担当する学科等においてコンプライアンス推進責任者の不正防止推進に関する取組を補佐します。

コンプライアンス推進副責任者の担当する業務

コンプライアンス推進副責任者	担当する業務
学科長	・各学科の教員が管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
一般科目の文科長	
一般科目の理科長	
専攻科長	・専攻科で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
事務部長	・不正使用の防止を図るために行う、教職員等に対するコンプライアンス教育の受講状況の管理監督 ・教職員が各個人で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導 ・事務部、技術支援センターの職員が管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導

国立高等専門学校機構における公的研究費等の運営・管理体制



〈公的研究費等の運営・管理における責任体制図〉

国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則第4条～第6条
(制定平成27年1月26日 機構規則第121号)

